

## NO! 危険ドラッグ

### ～薬物乱用のない社会を～

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件が多発しています。

これら商品は、覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険です。また、合法と称して販売する商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もあります。

これらは、「脱法ハーブ」「脱法ドラッグ」などと呼ばれ、危険性が軽視されがちでありましたが、一般の方から意見募集した結果、「危険ドラッグ」と呼ばれることになりました。

### 合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



麻薬である「通称名：MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的共同所持）で検挙されたもの

商品名：「Blue Majic」（液体）



指定薬物である「通称名：4FMP」が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの

商品名：「DIAMOND Rush」（白色粉末）



指定薬物である「通称名：APICA」等が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの

商品名：「ANARCHY Spider」（植物片）

### 指定薬物の取締強化

～薬事法の一部改正平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、  
その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が禁止され、  
違反した場合には罰則が科されます。